

もし知らぬ間に暴力団組織と関わってしまったら……

巧妙なフロント企業への基本的対策

◇◆◇ シリーズ『攻め』と『守り』のバランス経営 ◇◆◇

経営者の皆様と“個性的な経営”を考えるために！

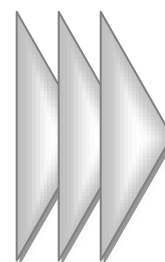
☆☆☆☆☆☆ 《 目 次 》 ☆☆☆☆☆☆

- 【1】 企業をターゲットにした暴力団犯罪
- 【2】 単純ミスがきっかけで発覚した事実
- 【3】 資金繰りに窮した末の……
- 【4】 支払うべきか、支払わざるべきか
- 【5】 暴力団は法律を知っている！



【今月のハイライト】

日常において、知らぬ間に危険が身に迫っているということがあります。暴力団と関わりのある「フロント企業」の魔の手もその危険の一つです。暴力団は経済環境が悪くなればなるほど、食欲に経済活動の範囲を広げていくものです。今月は、実際にフロント企業に狙われた場合にはどう対処すべきかについて考えます。



【公認会計士・税理士 伊藤 隆】

伊藤会計事務所

【本 部】〒102-0081

東京都千代田区四番町1-8

四番町セントラルシティ602

TEL: 03-3556-3317

e-mail: itoh@cpa-itoh.com

(株) 創コンサルティング

【会計工場】 〒510-0071

三重県四日市市西浦2-4-17

(エスタービル3F)

TEL: 059-352-0855

URL: <http://www.cpa-itoh.com>

【1】企業をターゲットにした暴力団犯罪

1》暴力団組織による犯罪

振り込め詐欺や闇金融といった暴力団組織が関与する非合法の経済活動が、何年にも及んで報道されています。被害に遭われる方も多いのが現実です。

その一方で、暴力団組織があからさまに関与していると簡単には見えない、

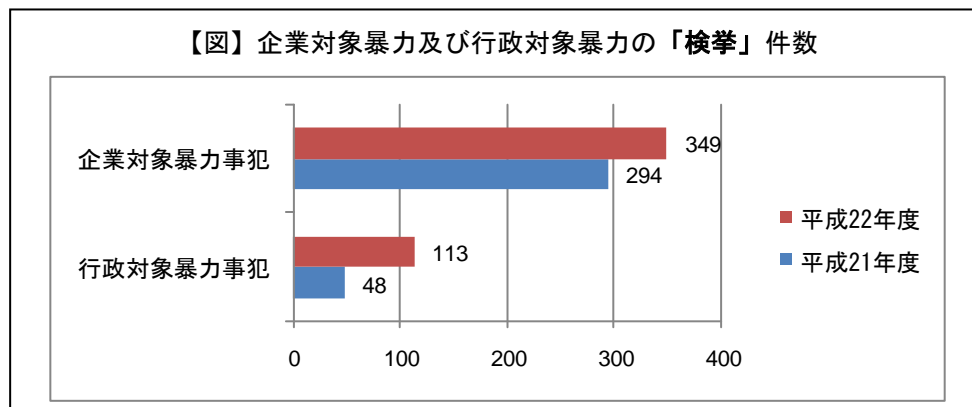
企業をターゲットにした犯罪も増えています。

その犯罪主体は「フロント企業」「企業舎弟」などと呼ばれますが、近年その手法はますます巧妙を極めていきます。

2》企業をターゲットにした犯罪の現状

警察庁の統計によると、暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標榜ゴロによる企業対象暴力並びに行政対象暴力事犯の検挙件数は462件（前年比120件増）となっています。

このうち、企業対象暴力事犯は349件（同55件増）、行政対象暴力事犯は113件（同65件増）です（下図）。



3》検挙は氷山の一角

上記のように、企業を対象にした暴力団の事犯は増えています。暴力団も生き残りを賭けて必死です。

そして注目すべきは、上記データが「検挙件数」に過ぎないことです。あまりにも少な過ぎます。

すなわち、警察が把握して

検挙に至ったのは氷山の一角に過ぎない

と思われます。

実際はフロント企業に狙われて泣き寝入りした企業も多いでしょう。そんな場合にどうするかを今月は事例で考えます。



【2】単純ミスがきっかけで発覚した事実

1》老舗呉服店 A 社

A社は地元では広く知られた呉服店です。創業 100 年を超えるそうですから、老舗と言っていいでしょう。着物、浴衣、襦袢^{じゅばん}、帯、足袋、小物など和装全般を扱い、自社企画でデザインから製作まで行うラインも持っています。

老舗だけあって

客筋が良く、定期的に着物一式を誂^{あつら}える顧客も多い

ようです。着物は無理でも浴衣ならと考える若者が、どうせだったら一流のものと A 社を訪れることも近年は増えています。

既存と新規の顧客をバランスよく確保している A 社の経営はいたって安泰でした。

2》支払いミス

ところが、ある一件を境に A 社は混乱の極みに達したのです。それは、経理社員の単純なミスに端を発します。**協力会社の一つである染物業者 B 社への支払いミス**でした。

本来ならば、180 万円の支払いをするところを、

一桁間違えて 18 万円しか口座に振り込んでいなかった

のです。

1 週間後に間違いに気づいた経理担当者は、直ちに先方に連絡を取り、残額を振り込む旨を伝えました。B 社とは旧知の仲です。ですから、その**担当者もそれほど大事になるとは思ってもみませんでした**。

3》強面来社！

ところが電話口で、B 社の担当者はどこか歯切れが悪かったそうです。「この件に関しては、別の者が担当させていただく」の一点張りでした。

そうして翌日、B 社の名刺をもって

全く見知らぬ顔が A 社を訪れた

といいます。見るからに強面です。

応接室のソファにドカッと座り、下っ端では話にならないから、上を呼べと威圧的に言い放ったそうです。**尋常ではない雰囲気を感じ取った A 社の担当者は在社していた専務に取り次ぎました**。

専務に対して、B と名乗る人物が言うにはこうです。



【3】資金繰りに窮した末の……

1》突きつけられた因縁

「本来ならば180万円が振り込まれるところ、18万円しか振り込まれなかった。当てにしていた振り込みがなかったことで、得意先への支払いが滞った」とA社のミスを指摘してきます。

その上で、「このために取引停止となり、＜得べかりし利益＞を失った。その額は2000万円と考えられる。よって、A社はB社に対して損害賠償として2000万円支払え」と言うのです

当然、専務はびっくりしてしまいました。**長い付き合いであったB社からまったく知らない者が急に現れて、2000万払え**というのですから。

2》明らかな脅し？

相手が難癖をつけていると分かっているにもかかわらず、A社にだって支払いミスという引け目があるため、専務としては要求を即座に突っぱねるわけにはいきませんでした。

ましてや、相手はどう見てもまともではありません。

のみならず、強面Bは

「街宣車が来たら困るでしょう」「下請けいじめのうわさが広がるかもしれないね」

などと、脅し文句ともとれる台詞を吐くことも忘れませんでした。専務は追って連絡すると言って、その場を収めるのが精一杯だったといいます。

3》うまい話に乗ったB社

即刻、A社では幹部が緊急招集されました。老舗ならではのネットワークを使うと、B社の現状はほどなく知れたそうです。

A社の経営は順調とはいえ、業界自体はそれほど良くはありません。B社もその例に漏れなかったようで、**資金繰りに窮し、ツテを介して融資を頼んでいた**とのことでした。

そこに入ってきたのが、強面Bだったのです。

有利な融資条件を提示し、一も二もなくB社は乗ったようです。

それからB社に怪しげな人物が出入りするようになりました。彼らは会社に常駐し、帳簿を徹底的に調べたといいいます。

B社はいわゆる「フロント企業」に姿を変えていたのです。



【4】支払うべきか、支払わざるべきか

1》緊急会議は紛糾

A社への対応も彼らの指示でしょう。暴力団であるのはもう明白です。その状況を踏まえ、意見は二分されました。一つは、

相手の要求通り、賠償額を支払う

というものでした。

その根拠は、要求を断ったときのリスクです。相手は街宣車や怪文書を^{ほの}仄めかしています。それが現実となったら、A社の評判の下落と売上への影響は計り知れません。

これに対して、

毅然たる態度を取るべし

というのが、A社長の意見でした。その根拠はこうです。

もし請求額を払ったとしても、相手は暴力団なのだから1回限りとは限りません。むしろ、今後も難癖をつけて金を請求してくる公算の方が大きいと言えます。

2》経験豊富な弁護士の意見

討議の上でその筋に明るい弁護士に相談してみると、ぶれずに断固たる態度で臨むように助言されました。

法的なことでは、相手が要求する賠償額を支払う^{いわ}謂れはなく、支払不足額に遅延損害金を乗じた額で十分とのことでした。そうした趣旨を内容証明郵便で送ることも提案してくれました。

それでもごねるようであれば、「債務不存在確認訴訟」を提訴してもいいとのことでした。

なぜ弁護士がこうした対応を勧めたかという点、

暴力団は経済合理性で動くから

との説明でした。

3》暴力団の経済合理性

つまり、強面Bは街宣車の到来を示唆していますが、それにはコストが掛かります。金を払いそうだと相手が踏めば、街宣車を手配するかもしれませんが、どうも金を払いそうもないとなれば、街宣車のリスクは小さくなるだろうとのことでした。

また、下請けいじめを云々する怪文書にしても、**脅しに屈して暴力団の要求通りに金を払ったことが知れたほうが、最終的にA社のイメージダウンとなるというのが弁護士の見解**でした。



【5】暴力団は法律を知っている！

1》暴力団は法律を知っている！

それでも、実際に対応した専務は「そんな綺麗事で済むのか」と抵抗したようです。よほど怖かったのでしょう。しかし、弁護士の次のような言葉に矛を収めました。

「暴力団は一般人より法律を知っている。だからこそ、法律で戦うんだ。訴訟に持ち込めば、解決は訴訟の場でしかなくなり、訴訟で勝ち目がなければそれ以上は攻めてこない」

これには説得力がありました。これも

経済合理性に基づく暴力団の習性

です。実際、アドバイス通りにしてみると、小さないざこざはあったようですが、A社にそれ以上の危害はなかったそうです。

2》情報収集の重要性

A社はこの一件を通して、情報収集の大切さを改めて認識したといいます。新規取引先はもちろん、既存の取引先に対する情報収集も怠らないようになったようです。ただ、

フロント企業に関する情報をリアルタイムに察知するのは相当に難しい現状

があります。

本職の警察でさえ、手をこまねいています。だからといって、情報収集を怠ってはいけません。「どこが最近おかしい」という噂は網を張っていれば入ってくるものです。

情報を大切にした上で、新規であれば商業登記簿を閲覧するなどの基本を押さえ、役員、本店所在地、営業目的が不自然に変更されていれば、警戒を強めるべきです。

3》それでも関わってしまったら

いくらフロント企業を警戒してみても、食い込まれるリスクは常にあります。それほど暴力団は巧妙だからです。

リスクを避けるため、契約書に「フロント企業であると判明したときは、契約を解除できる」との条項を入れておくことも有効と言えるでしょう。

それでもフロント企業と関わってしまったら、やはり毅然たる態度で臨むことを第一方針としてはいかがでしょう。

その態度が結局、損失を最低限にするのだと思います。 以上

